

⑩ 舞鶴市立図書館 資料収集方針

1. 目的

この収集方針は、「図書館法」及び「舞鶴市立図書館条例」、並びに「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に規定された奉仕の理念を実現するため、その基盤となる資料の収集に関して、舞鶴市立図書館における方針を定めるものとする。

2. 基本方針

- 舞鶴市における知的基盤としての役割を果たすため、市民に寄り添い、市民や地域が抱える課題の解決を支援できるよう、広く市民の生活、仕事、文化、教養、調査研究、趣味、娯楽等に資する内容の資料を収集する。
- 「SDG s 未来都市」の推進、並びに持続可能なまちづくりの実現に向けて、関連する資料の充実に努める。
- 市民のチャレンジを応援し、経済の活性化や市民の活力ある暮らしの実現に寄与するため、関連する資料の充実に努める。
- 舞鶴市の恵まれた自然や地域資源を活かしたまちづくり並びに、農林水産業の高付加価値化及びブランド力の向上に寄与するため、関連する資料の充実に努める。
- あらゆる年代の市民が心豊かに暮らせるよう、高度化、多様化する市民の要望に応える資料並びに、潜在的な要求、将来想定される要求や社会の要請に留意した資料を収集する。
- 地域コミュニティの充実や、子どもの健やかな成長につながる資料、市民の生活の質の向上に寄与する資料を収集する。
- 市民の生涯にわたる活発な学習活動を支援できるよう、あらゆる分野の資料を網羅的に収集する。
- 市民が健康で、安心した生活を送れるよう、その支援につながる資料の充実に努める。
- 舞鶴市及び、近隣地域に関連する資料は積極的に収集し、また保存にも努め、地域への愛着や誇りの醸成に寄与する。
- 市民への図書館奉仕について、以下のサービスを念頭に置き、それらを実施するために必要となる十分な量の資料の収集に努める。

- 貸出サービス
- 情報サービス（レファレンスサービス、レフェラルサービス）
- 地域の課題に対応したサービス（市民及び地域が抱える課題の解決に向けた活動を支援するサービス）
- 利用者に対応したサービス（児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人、来館が困難な者）

3. 収集資料の範囲

- 図書（一般図書・参考図書・児童図書）
- 逐次刊行物（雑誌・新聞）
- デジタル資料・視聴覚資料
- 地域資料（行政資料、議会資料を含む）
- 障害者サービス用資料
- 外国語資料（パンフレット、冊子類を含む）
- その他必要と認められる資料

4. 収集にあたっての留意点

- 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を収集する。
- 思想的、宗教的、政治的立場等にとらわれず、自由で公正な収集を行う。
- 特定の機関や団体の宣伝活動のための資料及びこれに類する資料については、基本的に収集しない。
- 人権を侵害するおそれのある資料は、慎重に採否を決定する。

5. 選定基準

この収集方針に基づく資料の選定基準については、別に定める。

附則

この方針は、令和3年4月1日から実施する。

※資料収集方針と資料選定基準
舞鶴市立図書館では、図書館協議会の提言を受けて、**資料収集方針と資料選定基準**を策定し、令和3年4月1日より実施運用している。詳細がHPに情報開示された。

⑩ 舞鶴市立図書館 資料選定基準

「舞鶴市立図書館資料収集方針」に基づき、舞鶴市図書館の資料選定にあたっての具体的な基準を以下のとおり定める。

（1）図書

主題、内容、表現、形態、対象、著者、出版者、出版事項等を評価の観点に用い、市民のニーズ、資料内容、現蔵書構成等を考慮して、選定を行う。

①一般図書

【共通選定基準】

- 最も出版点数が多く、図書館がその役割を果たす上で、最も根幹となる部門であることから、市民が必要十分に知ることができる資料群となるよう、広く、かつ深くあらゆる分野の資料を選定する。
- 子どもから高齢者まで、すべての市民が利用対象となることを踏まえた、多角的な視点での選定を行う。
- 科学技術の発展や、激動する世界情勢等、社会の変化とそのスピードに迅速に対応した選定を行う。
- 市民が生活や仕事で抱く心配事や疑問を解消に導くための資料は、積極的に選定を行なう。
- 地域が抱える問題や課題の解決につながる資料は、積極的に選定する。
- 適切な行政執行、政策形成を支援するために、市役所各部局の情報ニーズを反映した選定を行なう。
- 各分類間で内容が関連している場合も多いため、連携を意識した選定を行なう。
- 入門書を軸にしつつ、必要に応じて専門書の収集も行い、蔵書の多層化を図る。
- 全集単位での収集は、収録内容をよく確認して選定する。

【日本十進分類法に基づく選定基準】

<0 類総記>

- 情報科学、コンピュータのソフトに関連した資料は、技術革新が著しく、社会的影響も大きいいため、常に最新の情報を提供できるような選定を行なう。
- 図書館の利用法や読書の手助けとなる書評類、図書館の運営に役立つと思われる図書館学や出版状況等の資料を幅広く選定する。
- マスメディアやジャーナリズムの現状や課題を把握できるよう、関連する資料の選定を行なう。

<1 類哲学>

- 哲学は、古典から現代までの思想を広く、偏りなく収集する。現代を代表する哲学者の著作も積極的に選定する。
- 心理学は、特定の学派や種類に偏ることなく、実用書も含めて選定する。
- 人生訓は、特定の著者や主題に偏らないよう留意する。
- 代表的な宗教の経典や解説書を偏りなく選定し、宗教家の著作や伝記の充実にも努める。

<2 類歴史>

- 先史時代から現代まで、また、日本のみならず、世界や世界各国の歴史について、資料が網羅できるよう選定する。
- 年表や人名辞典等レファレンスに活用できる資料にも配慮しながら、多様な観点で書かれた資料の選定を行う。
- 地理、地誌、紀行は、特定の地域に偏らないよう配慮し、幅広く選定する。
- 伝記は、人物の国内外を問わず、広く収集することとし、客観的データに基づいた資料を選定する。
- ガイドブックは、とりわけ最新の情報が重要な分野として、スピーディな更新を心がける。

<3 類社会科学>

- 地域や市民生活が直面する問題に深く結びついた分類であることから、現代の社会問題を取り扱った、多様な観点の資料を幅広く選定する。

- SDG s に掲げられた目標をはじめ、市の政策の中心となる分野の資料は積極的に選定する。
- 法律は、常に最新の情報が提供できるよう、スピーディな更新を行う。
- 経済学は、古典から現代までの経済思想を網羅し、市民の経済活動を支援できる資料群になるような選定を行う。
- 経営の分野は、起業から経営管理の観点や手法にいたるまで、幅広い主題の資料について選定を行う。
- 社会学は、社会のありようを多面的にとらえることができるよう、幅広い主題の資料の選定を行う。
- 労働の分野は、就職や就業にあたり、手引きとして活用できる資料の充実を心がけ、市民の就労を支援できる資料群になるよう選定を行う。
- 人権、福祉の分野は、その理念や社会保障等の実際を把握し、生活に活用することができるような資料を選定する。
- 近年の災害の多発化、激甚化に伴い、地域の実情に対応した防災に関する資料を選定する。原子力災害に関する資料は、5類とのつながりを意識した選定を行う。
- 教育学は、学校教育、社会教育の両面において、市民がよりよい教育を受けることができるよう、教える側、学ぶ側双方の立場に対応した資料を揃える。

<4 類自然科学>

- 自然科学全般及び、主要な個別分野の状況を把握できる資料群となるよう選定にあたる。
- 枠組みや捉え方の大きな革新が続く分類であるため、最新の情報を敏感に反映した資料の選定を行い、新たな分野について書かれた資料の収集も積極的に行う。
- SDG s に掲げられた目標をはじめ、市の政策の中心となる分野の資料は積極的に選定する。
- 物理学、化学は、全体が把握でき、かつ細分化された分野についても理解が深められるよう、系統的な選定を行う。
- 天文学は、最新のデータや知見に留意し、写真や図版が適切なものを選定する。
- 植物や動物に関する資料は、写真や図版などが適切で、読み応えのあるものを選定する。
- 医学、薬学は、市民の需要や関心が高い分野であることから、正確な知識や情報を得られるよう、科学的根拠に基づいた資料を積極的に選定する。また、幅広い病気の情報を収集できるよう留意し、患者の参考となるような闘病記の類も収集範囲とする。

<5 類技術>

- ものづくりや電気、工学、家政学など、市民生活の実際に大きく関わる分類であることから、多層的な資料群となるよう、積極的に選定する。
- 近年、技術革新のスピードが速まっているため、最先端の情報を提供できるよう、更新にも留意して選定する。
- SDG s に掲げられた目標をはじめ、市の政策の中心となる分野の資料は積極的に選定する。
- とりわけコンピュータのハードについては、新しい情報をいち早く提供できるよう選定を行う。
- エネルギーや環境問題については、様々な観点を幅広く収集する。とりわけ、ごみ処理や再生可能エネルギーに関する資料は、積極的に収集できるよう選定を行う。
- 建築は、実生活との関わりが大きいため、最新の情報がわかる住宅建築、設計、意匠関係の資料も幅広く選定する。
- 家政学は、市民が家庭生活を豊かに、安全に過ごすために必要な資料を選定する。中でも家庭医学や育児の分野は、それぞれ健康や教育にも関わる分野であることに留意して選定する。
- 原子力発電に関する資料は、市民の関心が高い分野であるため、原子力工学や防災の観点で書かれた資料も含め、幅広く選定する。

⑩ 舞鶴市立図書館 資料選定基準

(2) 逐次刊行物

① 新聞

- ・主要全国紙のほか、地方紙、児童や青少年向けの新聞を中心に、諸外国の新聞も収集範囲とする。
- ・市民の課題解決の支援につながる、専門紙、業界紙、政党紙、外国の新聞も収集範囲とする。

② 雑誌

- ・全体の構成に留意しながら、特定の主題に偏らないよう、幅広く選定する。
- ・各年齢層の要望に応えられるよう、偏りなく選定する。
- ・市民の課題解決の支援につながる、専門誌、業界誌も収集範囲とする。

(3) デジタル資料・視聴覚資料

- ・情報のデジタル化は、今後ますます加速していくものと予想される。市民のニーズや有用性を考慮し、全ての分野にわたり、多様なリソースの導入と運用を進める。
- ・市民や地域の課題を解決するための情報を得る手段としての活用や、レファレンスサービス、非来館型サービス、障害者サービス等の充実につながる可能性をもつ資料群であると認識し、導入と運用を進める。
- ・オンラインデータベース、デジタルマガジン、デジタルコンテンツ（映像・音声）、電子書籍、CD-ROM、DVD-ROM等、広く導入・運用の対象とする。
- ・AI等を用いた各種の情報サービスよって提供されるコンテンツ（情報）も導入・運用の対象とする。
- ・視聴覚資料については、デジタル化（ネット化）が最も進む分野であるため、インターネットによるコンテンツサービスはデジタル資料として選定する。
- ・インターネットやデジタル資料として保存提供できない旧媒体（CD、DVD等）やコンテンツも、必要に応じて選定する。
- ・CDは、長く読み継がれる作品の朗読を中心に、評価の定まった芸能等の分野も厳選して選定する。
- ・DVDは、ネット配信の対象となっていないものを優先的に選定することとし、歴史、文化、紀行等、記録的価値の高いものを中心に、劇映画は著名な賞を受賞したものや評価の定まったものを中心に選定する。

(4) 地域資料

- ・舞鶴市及び京都府下、近隣市町についての以下の資料を地域資料とする。
 - ①経済、産業、観光、地理等、地域の特性を記した資料
 - ②歴史を記した資料、ゆかりのある人物や団体の著作
 - ③自治体が発行する行政資料、議会資料
- ・地域資料は積極的に収集することとし、必要な資料が網羅できるよう選定する。
- ・広く、図書以外の印刷物（パンフレット、地図、写真等）、直筆資料、美術資料、視聴覚資料も収集対象とする。
- ・冊子体になっていないチラシ、ポスター、広告、覚書等も選定する。
- ・印刷媒体、デジタルメディア以外の物品（出土品、地元著名人の遺品、特産物、地元企業製品等）も必要に応じて選定する。

⑩ 舞鶴市立図書館 資料選定基準

< 6 類産業 >

- ・市民の生業に関わる分類であることため、基本的技術に関するものから、新しい技術の情報まで、幅広く、積極的に選定する。時事性や話題性にも留意する。
- ・地場産業に関連する資料及び、産業振興に役立つと思われる資料を積極的に選定する。
- ・Uターン、Iターンの市民への支援を意識した、新しい産業の育成につながると思われる資料を積極的に選定する。
- ・港湾や物流に関する資料は、市の進める政策と深く関わる分野であるため、新たな動向や技術革新に後れをとらない選定を行う。
- ・趣味（園芸、ペットの飼い方、鉄道など）については、レファレンスにも活用できるよう、図版や索引などにも留意して、実用的で見やすいものを選定する。

< 7 類芸術 >

- ・市民が豊かな生活を送ることができるよう、教養、趣味、娯楽に役立つ資料を、鑑賞や研究、制作や実技の両面にわたり、幅広く選定する。
- ・絵画、写真の分野は、国内外の作品集の充実とともに、制作の手引きとなる資料への需要にも配慮した選定を行う。
- ・音楽、演劇の分野は、人物の伝記のほか、実技の手引きとなる資料への需要にも配慮した選定を行う。
- ・スポーツの分野は、市民の健康増進につながる資料を選定する。
- ・諸芸、娯楽の分野は、市民の多様な趣向を網羅できるよう選定を行う。
- ・社会的な流行にも留意し、新しい分野についての資料も選定する。

< 8 類言語 >

- ・世界各国の言語について網羅するよう留意し、外国語の学習と実用に役立つ資料を選定する。
- ・日本語については、日本語教育に関する資料も含めることとし、幅広く選定を行う。
- ・式辞、挨拶、司会、手紙の書き方などの実用書は、類書に注意して選定する。

< 9 類文学 >

- ・評価の定まった古典文学のほか、世界の諸言語で書かれた基本的な作品、作品研究、作家研究について網羅できるよう選定を行う。
- ・小説、エッセイは、市民のニーズを踏まえ、社会的関心の高い作品や主要な文学賞を受賞した作品にも配慮して選定する。

②参考図書の選定基準

- ・地域研究に役立つ様々な分野のレファレンスツールを揃える。
- ・法令集は、常に最新の情報が提供できるよう、スピーディな更新を行う。
- ・統計は、常に最新の数値や現状が分かるよう、スピーディな更新を行う。
- ・基本的な国語辞典、漢和辞典を揃える。
- ・外国語の辞典は、世界各国の言語を網羅するよう留意して選定する。
- ・各分野の辞典、事典は、網羅的に選定する。
- ・レファレンスサービスを支える、目録や索引類が充実するよう、選定を行う。
- ・図鑑は、評価の定まったものほか、写真や図版が見やすく、解説が充実しているものを選定する。
- ・経年変化がたどれる年鑑や便覧は、継続して選定する。
- ・その他、市民から寄せられる多種多様な問い合わせに対応できるよう、人名録や地図等、幅広い参考資料の選定を行う。
- ・百科事典は、内容の正確さが第一であるため、信頼性の高いものを選定する。

③児童図書の選定基準

【共通選定基準】

- ・乳幼児から青少年までを対象とし、彼らが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料、豊かなことばと想像力を育て、知識を広げることができる資料の収集を心がける。
- ・装丁が図書館の使用に耐えられるかについて配慮する。
- ・異文化への理解を深め、国際感覚を養える資料を選定する。
- ・評価の定まった作品は、原則として、全文全訳のものを選定する。
- ・評価の定まった基本図書や、学習の助けとなる資料はもれなくそろえ、かつ更新を行い、欠本を生じないよう留意する。
- ・学校等の団体の利用を想定して、学校のカリキュラムに沿った選書を行う。

【内容、形態ごとの選定基準】

<ノンフィクション（知識の本）>

- ・それぞれの年代に応じた内容の資料に出会えるよう配慮して選定する。
- ・子どもの知的要求に応えられるよう、幅広い、多様なテーマの資料の選定を行う。
- ・正確な知識と最新の情報に基づき、結果だけでなく、その過程や背景、考え方も示した資料を選定する。
- ・学校のカリキュラムに留意し、調べ学習に対応できる蔵書構成にする。
- ・図版、写真、イラストで、効果的にわかりやすく表現されたものを選定する。
- ・必要に応じて、一般図書の中からも児童図書として選定する。

<フィクション（文学・昔話）>

- ・想像力や感性を豊かにする作品、テーマやストーリーが独創的で、子どもの共感を得られる作品を選定する。
- ・物語、詩歌、戯曲、ルポルタージュ等、各ジャンルを幅広く選定する。
- ・出版点数が少なく、日本の子どもがあまり知らない国の作品にも留意し、世界各国バランス良く選定する。
- ・各国、各地の昔話や伝説は、適切な再話、翻訳であるかに留意して、幅広く選定する。

<絵本>

- ・絵と文章が一体となった、子どもが理解しやすい表現で楽しめるものを選定する。
- ・知識絵本は、正確な知識や科学的な事実に基づいた、子どもの好奇心を呼び起こすものを選定する。
- ・赤ちゃん向け絵本は、ことばのリズムを大切にしたり、親子のスキンシップを促す作品を選定する。
- ・昔話絵本は、伝承に忠実な再話のものを選定する。
- ・長く読み継がれている作品は、もれなく選定する。

<紙芝居>

- ・子どもの興味に沿い、発達段階に応じて楽しめる内容のものを選定する。
- ・物語だけでなく、自然科学を題材にしたもの等、幅広いテーマの作品を選定する。
- ・絵と脚本が調和しているかどうかにも留意する。

(5) 障害者サービス用資料

- ・各種障害に適合した市販の資料、コンテンツを選定する。拡大写本、音訳資料、点字（訳）図書、触る絵本、布の絵本、布の遊具、LLブック、DAISY等幅広く選定する。
- ・利用者ニーズに適合した資料が市販されていない場合は、オリジナルを選定後、自主作成する。
- ・今後デジタル化が進み、それに伴ってサービスの充実が期待できるため、新たな媒体についても、導入と運用を進める。

(6) 外国語資料

- ・日本語以外の言語を母語とする利用者が、地域に根差して安全に生活できるよう、当該利用者のニーズに対応した資料を選定する。特に日本語の習得や日本文化の理解、生活や娯楽に役立つ資料の選定を行なう。
- ・日本語以外の言語を母語とする利用者からのレファレンス要求への対応を想定した資料を選定する。
- ・インターネット系データベース、デジタルコンテンツを積極的に選定するほか、新聞、雑誌を優先的に選定する。
- ・諸外国の在日機関・組織が発行する在日自国民向け資料を選定する。
- ・市役所各課と連携し、多言語資料（行政案内、健康、医療、防災等）を選定する。
- ・世界各国の文化等についての理解を促進したり、外国語の学習に活用したりできるよう、外国語で書かれた資料を選定する。

(7) その他必要と認められる資料

- ・前項の（1）から（6）以外の、地図やパンフレット、ポスター、複製画、楽譜、遊具、ゲーム、小動物、その他必要な物品を選定する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から実施する。